

いわき市週休2日確保工事におけるQ&A(R6.3.8)

| No | 質問  | 回答  |
|----|---|---|
| 1  | すべての工事を週休2日確保工事の対象としていますが、第3条の除外規定に該当しない工事でも、工事担当課の判断で対象外とすることはできるのでしょうか。   | 原則、発注者指定方式(4週8休)での発注となります。  |
| 2  | 第3条の対象外工事として発注した場合でも、受注者が週休2日確保工事実施の希望した合、対象工事とすることは出来ますか。  | 対象外工事でも、受注者の希望により、対象工事とすることが出来ます。<br>なお、希望する場合は、4週8休での実施となりますので、実施要領に基づき、工事着手前に受注者と協議を整えて下さい。<br>※希望したにもかかわらず、未達成となった場合は、達成状況により増額変更は行いますが、加点は4週8休が前提ですので、加点評価は行いません。 |
| 3  | 祝日に終日休工した場合、現場閉所日にカウントしても良いですか？   | 土・日・祝日を問わず現場閉所日にカウントできます。   |
| 4  | 午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5日閉所としてカウントできますか？また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合、合わせて1日閉所としてカウントできますか？                 | 原則、1日を通して現場閉所を実施した場合のみをカウントします。<br>半日など1日に満たない場合は、現場閉所日にカウントできません。  |
| 5  | 悪天候等の予報で、急に翌日を休工としたい場合、事前に提出してある工程表の休日との変更はできますか？<br>また、作業員が現場に集合したが、悪天候等で作業ができないと判断し、急遽、その日1日を休工とした場合、現場閉所日となりますか？ | 降雨、降雪等による予定外の終日休工についても、現場閉所日としてカウントできます。<br>現場閉所日の変更は、直前でも監督員との協議により可能となります。  |
| 6  | 夜間作業における現場閉所の取り扱いはどのようになりますか？<br>仮に、金曜日22:00から土曜日06:00まで施工し、次に日曜日22:00から月曜日06:00まで施工した場合、1日閉所として扱われますか？             | 金曜22時から土曜6時の施工は、一般的に金曜(夜間)出勤であり、土曜日出勤とは考えません。<br>日曜22時から月曜6時についても同様に日曜(夜間)出勤となります。その間に挟まれた土曜は24時間以上休工を確保しており、現場閉所としての取り扱い可能と考えます。                                     |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 7  | 天候不良が予想されて前日など事前にA現場を休工とした時、該当する作業員が、他のB現場にて従事した場合にも、A現場は閉所日として扱われると解釈してよいでしょうか？ | A現場とB現場が異なる工事現場の場合、A工事現場は現場閉所していることから、現場閉所日として扱います。<br>ただし、A現場とB現場が同じ工事の場合、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本としていることから、現場閉所として扱いません。  |
| 8  | 平日の現場閉所日に主任技術者等が現場事務所でなく、本社で書類作成をした場合は、現場閉所日となりますか？                              | 現場閉所日に本社等で書類作成した場合、現行制度では、現場閉所日として扱うことは可能です。ただし、時間外勤務、休日出勤などがなく、本制度の趣旨に沿った対応をお願いします。   |
| 9  | 現場閉所日の日数が、週によりバラバラですが、対象期間の平均現場閉所率が4週8休の28.5%以上となっていますが、週休2日を達成したことになりますか？       | 週により現場閉所日数が変動してもかまいません。対象期間中、毎月同じ現場閉所率である必要はありません。<br>現場着手日（現場に継続的に常駐を開始した最初の日）から現場完了日までの対象期間で現場閉所日数を整理することとなります。  |
| 10 | 現場完了日は、どのように判断するのですか？  | 工事施工範囲内ですべての作業が完了した日を、受発注者間で確認する必要があります。   |
| 11 | 当初、土日閉所で週休2日を行っていたが、工事終盤に降雨、降雪等により作業不能日が続いた場合、工期の延長は認められますか？                     | 通常想定される気象条件による作業不能日は、不稼働日として工期に含まれているため、工期の延長は認められません。<br>天候不良の日が例年より著しく長いと判断される場合は、受注者の請求による工期の延長は認められます。<br>暴風、豪雨、洪水、地震その他自然的または人為的な事象であって受注者の責に帰することができない事象が発生し、施工ができないと認められる場合は、中止することで工期の延長が認められます。 |
| 12 | お盆、年末年始に現場閉所を実施した場合は、現場閉所日数になりますか？   | 夏季（お盆）休暇は4日間、年末年始休暇は7日間が、週休2日対象期間から除かれます。  |
| 13 | 現場閉所日の確認は、どのように行われますか？   | 受注者から、月初めに「閉所計画・閉所実績書」（様式1）の提出をうけ、監督員が実績を確認することとしています。   |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 14 | 現場完了後、週休2日対応の設計変更<br>に期間を要しますが、その場合、工期<br>延長は可能ですか？             | 週休2日対応の設計変更は、その期間も含<br>めての工期となるため、工期の延長は認め<br>られません。毎月提出の「閉所計画・閉<br>所実績書」(様式1)の達成状況と工事進捗<br>から、変更契約期間を考慮し、受注者と協<br>議を整えて下さい。              |
| 15 | 建築関係工事の週休2日補正につい<br>て、土木工事と同様に共通仮設費、現<br>場管理費等の補正は行わないのです<br>か？ | 建築関係工事の共通仮設費、現場管理費等<br>の補正については、週休2日を前提とした<br>工期設定をし、共通費積算基準に基づき算<br>出していることから補正は行われません。  |
| 16 | 当初設計は、どの補正率の単価を採用<br>すればよいでしょうか。                                | 原則、発注者指定方式(4週8休)での発注<br>とするため、当初設計価格は、4週8休の<br>補正単価を採用することとなります。<br>※第3条の除外規定に該当する場合は除く   |
| 17 | 受注者が4週8休を達成できなかった<br>場合、設計変更及び工事成績評価につ<br>いてはどのようになりますか。        | 達成状況に応じ減額変更を行い、工事成績<br>評価は減点となります。<br>※令和6年度中に起工する工事(令和7年<br>以降執行予定の工事は除く)については、<br><u>経過措置として、減点なしとします</u> ので、<br><u>評価の際には、ご注意願います。</u> |
| 18 | 現場作業はなく、工場製作のみを行っ<br>ている場合、対象期間となりますか。                          | 工場製作のみの場合は対象期間に含まれま<br>せん。  |
| 19 | 対象期間(現場施工着手～現場施工完<br>了日)が、著しく短い場合はどのよう<br>にすればよいですか。            | 対象期間が明らかに4週に満たない場合<br>は、対象外工事とします。  |